

議案第212号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
佐賀市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	778,219円

2 事件の概要

令和3年2月12日午後零時頃、相手方 [REDACTED] 氏が、市内東区唐原五丁目1番25号付近の市道を歩行中、当該市道に設置されていた集水柵のグレーチング蓋に足を乗せたところ、蓋受け部分が破損していたため当該グレーチング蓋が落ち込み、当該集水柵に同人が転落して負傷し、損害が生じたものである。